

住宅のバリアフリー改修工事に係る固定資産税の減額措置について

平成 19 年 4 月 1 日以降に次の要件を満たすバリアフリー改修工事をおこなった住宅は、固定資産税の減額措置が受けられます。

●対象となる家屋

- (1)平成 19 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅(賃貸住宅は除く)
- (2)改修後の住宅の床面積が 50 m²以上から 280 m²以下であること
- (3)併用住宅の場合、住宅部分の床面積が全体の 2 分の 1 以上であること
- (4)平成 19 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に改修工事がおこなわれたもの
- (5)次のいずれかの方が当該家屋に居住し、住所登録があること。
 - ①65 歳以上の方 (工事が完了した年の翌年1月 1 日現在の年齢)
 - ②要介護認定または要支援認定者
 - ③障がいのある方
- (6)次のいずれかの工事であること
 - ①廊下の拡幅
 - ②階段の勾配の緩和
 - ③浴室の改良
 - ④便所の改良
 - ⑤手すりの取付け
 - ⑥床の段差の解消
 - ⑦床表面の滑り止め化
 - ⑧出入口の戸の改良
- (7)工事費の自己負担額が一戸あたり 50 万円超
(平成 25 年 3 月 31 日までに契約した改修工事については 30 万円超)
※助成や給付等の補助金を受けている場合は、その金額を改修工事費から控除して自己負担額を算定します。

●減額される税額

改修した住宅(居住部分のみ対象)の固定資産税額の 3 分の 1 を減額。
※1 戸あたり 100 m²相当分を限度とします。

●減額期間

バリアフリー改修工事が完了した年の**翌年度分のみ**減額されます。

- 例：令和 1 年 10 月に工事完了⇒令和 2 年度分を減額
令和 2 年 2 月に工事完了⇒令和 3 年度分を減額

●手続き方法

改修工事完了後3か月以内に、必要書類を名護市税務課資産税係へ提出してください。

●必要書類

- (1) 住宅のバリアフリー改修工事に係る固定資産税減額措置の適用申告書
- (2) 改修工事の内容が分かるもの(次の①②のいずれか)
 - ①改修工事の内容及び費用が確認できる以下の全ての書類
 - 改修工事の工事明細書
 - 改修箇所の改修前・改修後の図面、写真
 - ②建築士(※)または登録住宅性能評価機関による工事内容証明書
 - ※建築士発行の場合は、証明をおこなった建築士の免許証の写しを添付してください。
- (3) 領収書の写し(改修工事費用を確認できるもの)
- (4) 補助金等の交付決定通知書等の写し(補助金等を受けた場合のみ)
- (5) 改修工事を必要とした方の該当区分に応じた次のいずれかの書類の写し
 - ①要介護認定または要支援認定者が居住 ⇒ 介護保険被保険者証
 - ②障がいがある方が居住 ⇒ 障害者手帳

●注意事項

- (1) 「住宅の耐震改修工事に係る減額措置」と併用して受けることはできません。(「住宅の省エネ改修工事に係る減額措置」とは併用可能です。)
- (2) 1戸につき1回限りの減額措置です。

問い合わせ先

名護市役所 税務課 資産税係 ☎0980-53-1212(内線 185)